

第1 盛岡市保健推進員協議会

盛岡市保健推進員協議会規約

平成7年5月10日

総 会 決 議

(名称及び事務所)

第1条 この会は、盛岡市保健推進員協議会と称し、事務所は、盛岡市保健所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、盛岡市保健推進員（以下「会員」という。）をもって組織するものとする。

(目的)

第3条 この会は、会員の職務（盛岡市保健推進員規則（平成7年規則第7号）第2条に定める職務をいう。）の円滑な遂行を確保するとともに、会員相互の親睦を図り、もって市の保健行政の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健事業に関する事項の啓もう及び連絡・調査に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種実施の住民への啓もう呼びかけに関すること。
- (3) 献血事業の推進協力に関すること。
- (4) 先進地区の保健活動及び施設の見学に関すること。
- (5) 研修会等への参加に関すること。
- (6) 永年功労会員の表彰その他一般の表彰に関すること。
- (7) その他この会の目的を達成するため必要と認められる事項に関すること。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事 若干人
- (4) 会計監事 2人

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第10条に定める地区会の会長をもって充てる。

3 会計監事は、総会で選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この会の事業計画及び総会提出案件並びに重要項目等を審議し執行

する。

4 会計監事は、この会の業務及び会計について監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないものとする。

(顧問及び参与)

第9条 この会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

3 参与は、会長が委嘱し、会議等に出席し、意見を述べるができる。

(地区会)

第10条 この会の業務を円滑に運営するため、地区会を置く。

2 地区会は、盛岡市町内会連合会、玉山区自治会連絡協議会会則に定める地区組織ごとに置き、当該地区を担当する会員で組織する。

3 地区会に会長を置き、会長は、保健推進員地区長をもって充てる。

4 地区会の組織及び運営については、この規約に定めるほか、当該地区会において定める。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会、理事会及び地区会とし、総会及び理事会は会長が、地区会は地区会長がそれぞれ招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他理事会において重要と認めた事項

2 会議の議長は、出席者の中から選出する。

(理事会)

第13条 理事会は、総会に付議すべき事項その他会長が必要と認めた事項を審議する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 会議の議長は、会長が当たる。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 事務局は、庶務及び会計の事務を行う。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、補助金及びその他の収入金をもって充てる。

(会費)

第16条 会員は、年会費として1,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年5月10日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初の役員の任期は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 3 この規約の施行後最初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成20年5月13日から施行し、改正後の盛岡市保健推進員協議会規約は、平成20年4月1日から適用する。

盛岡市保健推進員協議会役員

(任期：平成22年4月1日～平成25年3月31日)

地区名	地区推進員数	役職	氏名
加賀野	9	会長	勝山 トシ子
桜城	28	副会長	長澤 良子
山岸	16	副会長	溝口 千枝
本宮	15	副会長	伊藤 節子
玉山・薮川	8	副会長	小橋 弓子
仁王	20	理事	井上 富子
上田	15	理事	目時 芳枝
緑が丘	16	理事	齋藤 ユキ
松園	15	理事	高屋敷 光男
青山	17	理事	亀田 静江
みたけ	6	理事	細田 和恵
北厨川	9	理事	松本 節子
西厨川	12	理事	上杉 千代子
土淵	5	理事	齊藤 ヒデ子
東厨川	16	理事	赤松 つじ
城南	20	理事	藤原 寄江子
杜陵	7	理事	藤村 美那子
大慈寺	7	理事	藤田 幸子
米内	7	理事	菊池 由美子
仙北	15	理事	石澤 巳江子
太田	16	理事	鎌田 範子
つなぎ	2	理事	泉川 和子
中野	17	理事	澤 愛子
築川	5	理事	澤口 スヨ子
見前	41	理事	澤 幸子
飯岡	34	理事	小笠原 ハツエ
乙部	21	理事	松本 笑子
好摩	10	理事	斉藤 シゲミ
巻堀・姫神	8	理事	高橋 典子
渋民	13	理事	山本 シヅエ

監事

地区名	氏名
城南	十河 節子
大慈寺	小山田 富子

事務局（盛岡市保健所 企画総務課）

役職名	氏名等
事務局長	盛岡市保健所企画総務課長 大山 浩一
事務局次長	盛岡市保健所企画総務課長補佐 小原 俊巳

第2 盛岡市献血推進協議会

1 事業の目的

献血思想の普及及び献血推進のための組織化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 献血推進のための組織化及び育成に関すること。
- (3) その他の献血制度の推進に関すること。

3 組織

市医師会ほか、関係諸団体から推薦を受けた者をもって組織する。

4 委員数 14名

○献血推進事業

保存血液の確保については、献血推進活動の中心である盛岡市保健推進員協議会をはじめ、事業所、学校等、各種団体の協力を得て、岩手県赤十字血液センターと連携し、献血の推進を図った。

	全血献血						成分献血		
	実績(200ml換算)			献血者数			目標 (人)	実績 (人)	達成率 (%)
	目標(本)	実績(本)	達成率(%)	400ml(人)	200ml(人)	計			
18	13,964	11,698	83.8	4,809	2,080	6,889	980	819	83.6
19	14,387	13,179	91.6	5,801	1,577	7,378	1,060	883	83.3
20	15,755	14,713	93.4	6,392	1,929	8,321	980	787	80.3
21	15,779	15,034	95.3	6,380	2,274	8,654	920	776	84.3
22	16,808	14,470	86.1	6,090	2,290	8,380	630	594	94.3

盛岡市献血推進協議会規約

昭和57年7月22日 総会決議

改正 昭和58年10月11日

改正 昭和63年5月31日

改正 平成9年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成19年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年4月1日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、盛岡市献血推進協議会と称し、盛岡市保健所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、会長が認める別表の各種団体から推薦を受けた者をもって構成する。

(目的)

第3条 この会は、献血思想の普及及び献血推進のための組織化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 献血推進のための組織化及び組織の育成に関すること。
- (3) その他献血制度の推進に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、この会の会計を監査し、総会に報告する。

(会議)

第6条 この会の会議は、会長が必要のつど総会を開催するものとする。

(事務局)

第7条 この会に、事務局長1人及び幹事若干人を置く。

2 事務局長には、保健所企画総務課長の職にある者をもってこれに充て、幹事は、保健所職員の中から、会長がこれを委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4 幹事は、この会の業務に従事する。

(会計)

第8条 この会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金)

第10条 献血事業推進に協力のあった献血協力会その他の団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和57年7月22日から施行する。

2 盛岡市献血推進協議会規約（昭和49年3月25日決定）は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和58年10月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年5月31日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成9年7月15日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年7月7日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年7月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年7月9日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年7月8日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成21年4月1日から適用する。

別 表

盛岡市医師会

盛岡市町内会連合会

盛岡市歯科医師会

玉山区自治会連絡協議会

盛岡薬剤師会

盛岡市社会福祉協議会

盛岡商工会議所

盛岡青年会議所

盛岡交通安全協会

盛岡市保健推進員協議会

盛岡市民生児童委員連絡協議会

盛岡市地域女性団体協議会

明るい社会づくり もりおか

日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区

盛岡市献血推進協議会委員

(任期：平成23年7月1日～平成25年6月30日)

委員名	構成団体名	所属の職名	備考
二宮 由香里	盛岡市医師会	理事	
金子 良司	盛岡市歯科医師会	副会長	
上館 伸子	盛岡薬剤師会	理事	
和井内 信行	盛岡商工会議所	事務局長	副会長
菅原 真人	盛岡青年会議所	事務局長	
高村 和孝	盛岡交通安全協会	次長	
勝山 トシ子	盛岡市保健推進員協議会	会長	会長
下上 マツ子	盛岡市町内会連合会	理事	
上石 利夫	玉山区自治会連絡協議会	副会長	
岩館 仁	盛岡市社会福祉協議会	事務局長	
田村 命保	盛岡市民生児童委員連絡協議会	副会長	監事
石橋 タキ	盛岡市地域女性団体協議会	理事	監事
清沢 工子	明るい社会づくり もりおか	事務局長	
沼田 由子	日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区	事務長	

第3 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会

盛岡市が主催する食生活改善推進員養成教室の修了生をもって組織する団体で、食生活改善運動を推進し、地域のリーダーとして市民の健康増進に寄与するため、昭和54年6月11日設立され、次の事業を実施した。（平成年22度会員 663人）

- (1) 総会 1回
- (2) 役員会・理事会 11回
- (3) 研修会
 - ① 講演会 1回 153人
 - ② 理事研修会 1回 37人
 - ③ 研修会 4回 125人
 - ④ 自主献立普及研修会 5回 81人
 - ⑤ その他 2回 59人
- (5) 受託事業（各地区普及活動）
 - ① 対象特性別栄養教室（盛岡市） 17回 646人
 - ② 食育事業 3回 168人
（城東中学校，川目小学校，羽場小学校，高松小学校）
 - ③ 健康増進重点プロジェクト事業 2回 59人
 - ④ よい食生活をすすめるためのグループ講習会 3回 67人
 - ⑤ 鶏卵を使った料理講習会 5回 144人
 - ⑥ おやこの食育教室事業 1回 25人
- (6) その他の地区活動（別表）
- (7) その他
 - ・会報「いしわり桜」の発行 年1回
 - ・あすを築く盛岡市民運動実践協議会活動
 - ・第12回盛岡市8020歯科保健大会
 - ・市食育推進協議会
 - ・市保健所フェスタ2010の共催
 - ・食育フォーラムの共催
 - ・市保健所事業への協力（ヘルシー教室，玉山すくすく学級，玉山幼児健康教育）
 - ・公民館事業への協力
 - ・県歯科保健大会
 - ・県食育推進県民大会
 - ・イー歯トープキッズサポーター事業

(8) その他の地区活動（別表）

事業等の内容	H22年実績	
	年間開催回数 (回)	年間延べ参加者数 (人)
子ども会，公民館，地域行事にあわせて栄養教室の開催，試食の提供，食事の提供やカロリー，糖分，塩分の含有量の展示等を行い，「望ましい食」に関する知識や技術の習得の場を提供する。	104	4,960
(内 訳) ・生活習慣病予防教室	17	451
・バランスのとれた食事の普及教室	2	56
・親子クッキング教室	6	114
・手作りおやつ教室	6	236
・郷土料理講習会	7	142
・簡単クッキング	2	52
・離乳食試食提供	3	129
・ふれあい昼食会	15	742
・デイサービス	1	67
・地区文化祭	5	1,102
・町内会行事への参加	3	718
・女性料理教室	1	17
・男の料理教室	3	47
・野菜たっぷり料理教室	2	61
・食物繊維をたっぷりとりましょう	1	17
・健康教室への手作りおやつの提供	3	75
・地酒づくり参加者への郷土料理提供	2	70
・子供クッキング教室	1	72
・いきいきサロン	8	235
・健康相談おかず	1	26
・子育てステップのおやつ提供	4	58
・貸し農園収穫祭おにぎり・芋の子汁提供	1	34
・米粉を利用したおやつ	1	22
・ふれあいサロン	2	71
・世代間交流会	1	41
・健康講座	1	28
・旬の野菜汁を試食しよう	1	11
・お茶っこ交流会	2	34
・健康アップメニュー	1	24
・元気はつらつ夏バテメニュー	1	30
・バザーのおやつ提供	1	156
・ヘルシー料理教室	1	22

盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会会則

平成5年5月14日

総 会 決 議

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にし、その活動の振興を図ることにより食生活改善を推進し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、盛岡市保健所に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 食生活に関する調査研究に関すること。
- (3) 食生活改善の実践活動に関すること。
- (4) 市及び保健所の行う食生活改善施策に対する協力に関すること。
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 この会は、盛岡市が主催する栄養教室で所定のコースを修了した者をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 各地区から1名
- (4) 理事会は、会員の中から理事を若干名推薦できる。
- (5) 会長は、理事の中から会計、書記を指名する。
- (6) 監 事 若干名

2 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認する。

3 理事（地区理事及び理事会で推薦された理事）は、総会において承認する。

4 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 この会に事務局職員を若干名置くことができる。

2 事務局職員は、会長の委嘱により会の事務に従事する。

3 事務局の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 事務局に会計、書記を置く。

第3章 会議

(会議の種類及び召集)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、会長が召集する。

3 理事の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は、理事会を召集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

2 総会の議長は、出席者の中からその都度選出する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任に関する事項
- (4) 会費の額の決定に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催するものとし、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問の推薦に関する事項

- (3) 事業執行に関する事項
- (4) 総会を開催するいとまのない緊急な事項
- (5) その他会長が認めた事項

第4章 会 計

(経 費)

第16条 この会の経費は、会費、委託料、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第17条 会費は、構成員1人当たり1,000円とし、その年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

(委 任)

第19条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成5年5月14日から施行する。

(経過規定)

- | | | | |
|---|------|------------|--------------|
| 2 | 一部改正 | 平成13年5月15日 | (第17条) |
| 3 | 一部改正 | 平成15年5月28日 | (第6条 第2項以降) |
| 4 | 一部改正 | 平成18年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 5 | 一部改正 | 平成19年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 6 | 一部改正 | 平成20年5月22日 | (第3条第1項第1号中) |

盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会役員名簿

平成23年度

会 長 (1)	佐 藤 康 子
副会長 (3)	柴 田 慧 子 川 井 昭 子 澤 口 洋子
書 記	千 田 征 子 工 藤 テ ル
会 計	八 幡 るり子 下 田 真由美
監 事	中 村 和 子 鈴 木 彰 子
顧 問	及 川 洋 子 熊 谷 ミヤ子

<理 事>

No	地区名	理事名	No	地区名	理事名
1	仁王	加 藤 美代子	26	見前2 A	江刺家 眞佐子
2	桜城南	森 久 子	27	見前2 B	菊 池 亜津子
3	桜城北	小 原 節 子	28	飯岡1	小笠原 ハツエ
4	上田	石 川 とも子	29	飯岡2 A	八 幡 るり子
5	緑が丘	山 瀬 麗 子	30	飯岡2 B	中 村 ナツエ
6	松園	伊 藤 スズエ	31	乙部A	吉 田 マ リ
7	山岸	内 川 鶴 子	32	乙部B	堀 合 和 子
8	浅岸	阿 部 幸 子	33	巻堀	工 藤 幸 枝
9	城南	川 村 道 子	34	好摩	荒 澤 カツエ
10	加賀野	菅 野 恵 子	35	渋民	澤 口 洋 子
11	中野	菅 原 美智子	36	玉山・藪川	北 野 萬喜子
12	杜陵	村 田 千加子			
13	大慈寺	小山田 富 子			
14	仙北	上 野 博 子			
15	本宮	遊 佐 真理子			
16	太田・繫	吉 田 ヨ シ	理事会推薦		佐 藤 康 子
17	西厨川	菊 池 チエ子	理事会推薦		柴 田 慧 子
18	東厨川	下 田 真由美	理事会推薦		川 井 昭 子
19	青山	亀 田 静 江	理事会推薦		工 藤 テ ル
20	北厨川	北 村 日出子	理事会推薦		千 田 征 子
21	築川	吉 田 範 子			
22	米内	佐々木 照 子			
23	土洩	佐々木 フ ミ			
24	みたけ	檜 山 勇 子			
25	見前1	藤 村 祥 子			

第4 乳幼児総合診査運営委員会，同常任委員会

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱

昭和58年10月18日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 乳幼児の心身障がいを早期に発見し，適正な指導を行うため盛岡市乳幼児総合診査運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 運営委員は市長が委嘱し，その任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。任期途中において委嘱される運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議)

第3条 運営委員は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合診査にかかわる事項及び療育指導に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) その他総合診査に関して市長及び委員会が必要と認める事項。

(補則)

第4条 この要綱に定めてあるもののほか必要な事項については，市長が別にこれを定める。

附則

この要綱は，昭和58年10月18日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会内規

昭和58年10月18日

市長決裁

(趣旨)

第1 この内規は、盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱に定めるもののほか、運営委員会（以下「委員会」という。）運営の円滑適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2 委員会に会長及び副会長1名を置き委員の互選とする。

2 会長は会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3 委員会は会長が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(常任委員)

第4 委員会の経常的専門事項を処理するため常任委員若干名を置く。

2 常任委員は運営委員のうちから会長が指名する。

3 常任委員会に委員長および副委員長1名を置き、会長が指名する。

4 常任委員会で協議したことは委員会に報告し承認を受けなければならない。

(診査専門員)

第5 常任委員会は診査にあたり、技術を有する専門員にその職務を代行させることができる。

2 専門員は診査の結果について常任委員会に報告するものとする。

3 専門員はその都度市長が依頼する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は盛岡市保健所健康推進課において処理する。

附 則

この内規は、昭和58年10月18日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員名簿

（任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日）（敬称略五十音順）

氏名	所属	備考
伊東宗行	みちのく療育園施設長	運営委員会副会長 常任委員長
加藤章信	盛岡市立病院事業管理者	
亀井淳	岩手医科大学医学部講師（小児科）	常任委員
亀井千枝子	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部長	
川村憲弘	盛岡市教育委員会 指導主事	常任委員
小玉敏夫	盛岡市立ひまわり学園長	
小林有一	盛岡市医師会（小児科）	常任委員
酒井明夫	岩手医科大学医学部教授（神経精神科）	
佐藤正恵	岩手大学人文社会科学部准教授（人間科学講座）	
嶋田泉司	岩手県立療育センター所長	常任委員
嶋村正	岩手医科大学医学部教授（整形外科）	
菅原順子	盛岡市障がい福祉課 保健主査	
千田勝一	岩手医科大学医学部教授（小児科）	
寺井泰彦	盛岡市小児科医会（育幼会）会長	運営委員会会長 常任委員
名古屋恒彦	岩手大学教育学部教授（特別支援教育科）	常任委員
二宮由香里	盛岡市医師会 母子保健担当理事	
波紫千雅子	盛岡市立本宮保育園園長	
本田恵	南昌病院リハビリテーション科部長	副常任委員長
福士晴美	みなみ幼稚園園長	
村井盛子	盛岡市医師会（耳鼻咽喉科）	

第5 夜間急患診療所運営協議会

盛岡市夜間急患診療所運営協議会会則

施行 昭和52年2月1日

改正 昭和52年4月19日

昭和55年12月1日

平成9年4月1日

平成20年4月1日（副市長専決）

平成22年4月1日（副市長専決）

第1条 盛岡市夜間急患診療所（以下「診療所」という。）の円滑な運営を図るため、盛岡市夜間急患診療所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会は、次に掲げる団体をもって組織し、事務局を盛岡市保健所企画総務課内に置く。

- (1) 盛岡市医師会
- (2) 盛岡薬剤師会
- (3) 岩手県看護協会
- (4) 盛岡市

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議決定事項の推進に努めるものとする。

- (1) 診療所における医師その他従事者の勤務に関すること。
- (2) 診療所において生じた事故処理に関すること。
- (3) 診療所の事務改善に関すること。
- (4) その他診療所の運営に必要な事項に関すること。

第4条 前条各号に掲げる事項を審議するため、協議会に次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の委員を置く。

- (1) 盛岡市医師会 7人
- (2) 盛岡薬剤師会 2人
- (3) 岩手県看護協会 1人
- (4) 盛岡市 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- (2) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

第7条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局長及び事務局職員を置く。

2 事務局長は、盛岡市職員のうちから、事務局職員は構成団体職員のうちから会長が委嘱する。

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

盛岡市夜間急患診療所運営協議会委員

区分	氏名	所属
会長	高橋清実	盛岡市保健所長
副会長	和田利彦	盛岡市医師会副会長
委員	三浦義孝	盛岡市医師会副会長
〃	金子博純	盛岡市医師会
〃	寺井泰彦	〃
〃	金濱誠己	〃
〃	久保田公宜	〃
〃	小林有一	〃
〃	高砂子修作	盛岡薬剤師会
〃	熊谷明知	〃
〃	兼田昭子	岩手県看護協会会長
〃	扇田竜二	盛岡市保健福祉部長

第6 予防接種事故調査委員会

予防接種事故に対する救済措置要綱

昭和53年3月30日

告示第58号

(趣旨)

第1 この告示は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき行った予防接種（以下「法に基づく予防接種」という。）又は予防接種法によらないで市の行政措置に基づき行った予防接種（以下「行政措置に基づく予防接種」という。）により健康被害を受けた者に対する救済措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付)

第2 法に基づく予防接種又は行政措置に基づく予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣又は市長が認定したときは、この告示の定めるところにより、給付を行う。

2 前項の規定による給付（以下「給付」という。）の種類及び給付を受けることができる者の範囲、給付の額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、予防接種法及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定めるとおりとする。

3 前項に定める給付のほか、市長が特に必要があると認めるときは、薬剤、入院、看護、移送その他医療のために要した費用を別に定める基準により給付することがある。

(予防接種事故調査委員会)

第3 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、盛岡市予防接種事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合に、医学的見地から調査を行うものとする。

3 委員会は、委員6人をもつて組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 盛岡市医師会から推せんされた者

(2) 学識経験を有する者

(3) 市職員

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に会長を置き、委員の互選とする。

6 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

8 委員会の会議は、市長が招集する。

9 前8項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(給付の制限)

第4 給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わないものとする。

2 給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その者は、その価額の限度においてその受けた給付の額に相当する金額を返還しなければならない。

(返還)

第5 偽りその他不正の手段により給付を受けた者は、市長の定めるところによりその受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(他の給付への充当)

第6 この告示の規定による給付を受けた者が、予防接種法の規定に基づく給付の決定を受けたときは、この告示による給付は、同法の規定に基づく給付の内払いとみなす。

附 則

1 この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

2 予防接種事故に対する救済措置要綱（昭和49年告示第11号）は、廃止する。

附 則（平成13年1月4日告示第1号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第115号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第123号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市予防接種事故調査委員会名簿

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

区分	氏名	役職等
学識経験者	和田博泰	盛岡友愛病院 小児科部長
	佐藤成大	岩手医科大学医学部 微生物学講座感染症学・免疫学分野 教授
市医師会推薦	三浦義孝	盛岡市医師会 副会長 (みうら小児科医院 院長)
	菅野恒治	盛岡市医師会 感染症予防対策委員会委員長 (菅野小児科医院 院長)
岩手県	野原勝	岩手県保健福祉部 医療推進課総括課長
盛岡市	小笠原厚子	盛岡市保健所 健康推進課保健師長

第7 盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会

盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会設置要綱

(設置)

第1 在宅の難病患者の療養生活をきめ細かに支援するため、地域の医療機関並びに保健、福祉及び医療の関係機関と連携をし、在宅の難病患者の支援体制の確立を図ることを目的に、「盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅療養支援計画策定及び評価に関すること。
- (2) サービス提供機関への要請に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから保健所長が委嘱する。

- (1) 盛岡市医師会会員
- (2) 医療機関関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第6 会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7 協議会の所掌事務を検討するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員のうちから会長が指名する者のほか、会長が必要と認められた者をもって構成する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会委員名簿

(任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

構成団体	役 職	氏 名	備考
盛岡市医師会	理 事	長 澤 茂	
盛岡市歯科医師会	理 事	小笠原 洋 人	
いわてリハビリテーションセンター	センター長	大 井 清 文	
岩手医科大学附属病院	内科学講座 消化器・肝臓内科分野 准教授	千 葉 俊 美	
岩手医科大学附属病院	内科学講座 循環器・腎・内分泌内科分野 助教	安孫子 明 彦	
岩手県立中央病院	医療情報管理企画部長兼 医療情報管理室長兼 診療部血液内科長	和 野 雅 治	
岩手県立中央病院	医療研修部次長兼 診療部副脳神経センター長兼 神経内科長	高 橋 弘 明	
須藤内科クリニック	院 長	須 藤 守 夫	
二宮内科クリニック	副院長	二 宮 由香里	
岩手医科大学附属病院	看護師長	佐 藤 真結美	
岩手医科大学附属病院	難病医療専門員	熊 谷 佳保里	
岩手県看護協会立盛岡訪問看護ステーション	総括所長	内 村 礼 子	
盛岡地区介護支援専門員協議会	会 長	小笠原 千 恵	
岩手県理学療法士会	事務局長	及 川 龍 彦	
岩手県難病・疾病団体連絡協議会	副代表理事	矢羽々 京 子	
岩手県医療機器販売業協会	副会長	水 野 恵 一	